

第 1 8 2 回

# 愛 知 県 市 長 会 議

令和 6 年 1 0 月 1 日 (火)

開 催 市 愛 西 市

愛 知 県 市 長 会

# 会 議 次 第

会 場 垣見鉄工アリーナ  
(親水公園総合体育館)

1 開 会 午後 2 時 0 0 分

2 開催市市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議 案 審 議

7 協 議 事 項

(1) 東海市長会通常総会提出議案について

(2) 令和 5 年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

8 会 務 報 告

9 そ の 他

10 閉 会 午後 3 時 3 0 分

11 講 演 会

テーマ 「愛西が生んだ偉人から学ぶ」

講 師 学芸員、元愛知県史調査執筆委員 石田 泰弘 氏

## 第 1 8 2 回 愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	議 案 名	提出ブロック	頁
第 1 号	会計年度任用職員を対象とした「年収の壁」を意識せずに働くことができる制度の創設及び社会保障制度の抜本的な見直しについて	西三河	4
第 2 号	犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財政支援措置並びに関係機関との情報共有制度の創設について	名古屋 東三河	5
第 3 号	耐震改修補助金及び除却補助率の拡充について	知多	6
第 4 号	国民健康保険事業への国庫負担の引き上げや新たな補助制度創設について	東尾張	7
第 5 号	国民健康保険国庫負担金等における地方単独事業（福祉医療施策）に伴う減額措置の廃止について	西尾張	8
第 6 号	子どもに係る国民健康保険料（税）均等割の軽減制度の拡充について	西尾張	9
第 7 号	子が 2 歳になるまでは希望に応じて育児休業の取得・育児休業給付の受給を可能とするための制度改正について	西三河	1 0
第 8 号	定期予防接種に関する財源措置について	西三河	1 1
第 9 号	新型コロナワクチン接種への助成について	東三河	1 2
第 10 号	介護報酬の地域区分の設定方法について	東尾張	1 3
第 11 号	広域型高齢者施設等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について	東三河	1 4
第 12 号	生活保護世帯の命を守る熱中症対策の強化について	東尾張	1 5

議案番号	議 案 名	提出ブロック	頁
第 13 号	三河港の機能強化に向けた港湾施設等の整備促進について	東三河	1 6
第 14 号	防災・安全交付金事業（水道事業）の財政支援の拡充及び交付要件の緩和等について	西尾張	1 7
第 15 号	防災・安全交付金事業の基幹事業である「緊急時給水拠点確保等事業」への財政支援の拡充について	知多	1 8
第 16 号	消防署用地の買収に係る譲渡所得を特別控除の対象とすることについて	東尾張	1 9
第 17 号	商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について	名古屋	2 0
第 18 号	亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について	名古屋 東尾張	2 1
第 19 号	社会教育主事の必置条件の緩和について	知多	2 2
第 20 号	学校施設における屋内運動場及び武道場の空調設備の設置に対する財政支援の拡充について	東尾張 西三河	2 3
第 21 号	水泳授業の環境整備に係る施策の充実について	西三河	2 4
第 22 号	G I G A スクール構想における児童生徒 1 人 1 台端末の整備・更新について	西三河	2 5
第 23 号	補欠の教育長の任期について	西尾張 知多	2 6
第 24 号	外国人材の受入れ拡大に向けた支援について	名古屋	2 7

## 第 1 号議案

会計年度任用職員を対象とした「年収の壁」を意識せずに働くことができる制度の創設及び社会保障制度の抜本的な見直しについて

西三河ブロック 提出

パートタイム会計年度任用職員に対し、週 20 時間以上勤務をさせ、月 8.8 万円以上の報酬が支給される場合、厚生年金保険・健康保険の被保険者となることから、保険料の自己負担分を支払うことにより、手取収入の逆転が起こる場合があります。

また、年収が 130 万円を超えることとなる職員は配偶者等の扶養から外れることとなり、世帯における手取収入の逆転が起こる場合があります。

これらのいわゆる「年収の壁」に対応するため、民間企業においては、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」による支援制度が設けられています。

しかしながら、会計年度任用職員においては、地方公務員法等に根拠がなく、「年収の壁・支援強化パッケージ」の社会保険適用促進手当に相当する手当を支給することができない等のため、「年収の壁」を意識しない環境づくりができない状況となっています。

よって、国におかれては、**地方自治体が任用する会計年度任用職員に対して、「社会保険適用促進手当」に相当する手当を創設するとともに、地方自治体が当該手当の支給を円滑に行えるよう適切な財源措置を行うよう要望します。**

なお、制度設計に当たっては、**会計年度任用職員は民間企業と異なり給与の遡及改定の対象となることを踏まえ、給与の遡及改定により「年収の壁」を超えることとなった職員についても、制度の対象とするよう要望します。**

さらに、**会計年度任用職員を含めた非正規労働者が、柔軟な働き方ができるよう、扶養制度を始めとする社会保障制度の在り方について、抜本的な見直しを早期に行うよう要望します。**

## 第 2 号 議 案

犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財政支援措置並びに関係機関との情報共有制度の創設について

名古屋ブロック 提出  
東三河ブロック 提出

犯罪被害者等には誰もが突然なり得るものであり、犯罪等による生命・身体・財産上の直接的被害だけでなく、被害後もそれに起因した様々な被害を受ける可能性があります。

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等基本計画が策定され、地方公共団体に対し、見舞金制度等の導入が要請されていますが、国からガイドラインの提示や財政措置がないため、支援制度は地方公共団体により様々で、支援に地域差が出ているのが現状です。

地方公共団体が、犯罪行為に関する円滑かつ正確な事実認定を行い、支援を実施するためには、関係機関が保有する情報を地方公共団体と共有することが望ましいものの、現状では十分ではないと考えます。

居住地に関わらず、犯罪被害者等が等しく支援を受けるためには、全国統一の制度とするためのガイドラインの策定が必要であり、国による十分な財政支援措置も欠かせません。このことについては、令和 6 年 4 月に公表された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会の取りまとめ」においても国に期待される役割として提言されています。

よって、国におかれては、**地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る十分な財政支援措置を講じるよう要望します。**

また、円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が関係機関と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設するよう要望します。

### 第 3 号 議 案

#### 耐震改修補助金及び除却補助率の拡充について

知多ブロック 提出

能登半島地震での被害を踏まえ、東海地方を含む広域で最大震度 7 の大きな揺れが予想される南海トラフ地震での被害を抑えるため、民間木造住宅の耐震化等が急務となっていますが、木造住宅の耐震改修補助件数は年々減少しています。

また、耐震改修事業だけでなく、活用されていない耐震性能の低い住宅の倒壊による二次被害の減少や建て替えによる耐震化の促進を目的とする除却事業も重要であります。

木造住宅の耐震化にあたっては、近年の建設資材・人件費の高騰に伴い工事費が上昇しており、個人負担も増加しています。

全国平均の耐震化率は 87% となっていますが、国土強靱化年次計画 2023 に掲げる目標では、令和 12 年までに「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」としています。

よって、国におかれては、**耐震化の促進や上昇する工事費の負担軽減のため、民間木造住宅における耐震改修補助金の上限額及び除却補助率の引上げを要望します。**

## 第 4 号 議案

国民健康保険事業への国庫負担の引き上げや新たな補助制度創設について

東尾張ブロック 提出

令和 4 年度以降、1 人当たりの国民健康保険事業費納付金は急増しており、被保険者の負担が非常に大きくなる中、尾張旭市では令和 5 年度決算において赤字となりました。

保険税率を決定するのは市町村であるにも関わらず、市町村の裁量で保険税負担の抑制を図ることは困難な仕組みとなっています。

これまで、尾張旭市でも段階的に税率を引き上げてきましたが、低所得世帯の増加や物価高騰など市民生活は厳しさを増しており、これ以上の負担増に対しては被保険者や市議会の理解が得られにくく、限界を感じています。

よって、国におかれては、**国民健康保険事業について、市町村に課される国民健康保険事業費納付金の負担を軽減するため、都道府県への国庫負担金や補助金の拡充を要望します。**

また、特に急激な負担増が生じた場合に、それを緩和するような新たな補助制度の創設を要望します。



## 第 5 号 議案

国民健康保険国庫負担金等における地方単独事業（福祉医療施策）に伴う減額措置の廃止について

西尾張ブロック 提出

現在、子ども、障害者、母子・父子家庭等に対し、医療機関受診時の一部負担金を現物給付で補助する市町村単独事業を実施している場合、国民健康保険の保険給付費に対する国庫負担金等の算定において、これらの事業に波及して膨らんだとされる医療費分については、減額措置（ペナルティー）が実施されております。

この減額措置は、長年にわたり実施されてきましたが、少子化対策がクローズアップされる中で、この減額措置の矛盾が指摘され、子ども医療については、令和 6 年度から 18 歳未満の子どもまでの廃止が決定されたところです。

子どものみがクローズアップされていますが、今や全国的にスタンダードとなっている障害者や母子・父子家庭等といった社会的弱者に対する施策の実施が、同じく国民皆保険制度の最後の砦と言われ、こうした社会的弱者の受け皿となっている国民健康保険制度の財政運営に悪影響を及ぼすことのないようにするべきと考えます。

よって、国におかれては、**国民健康保険の保険給付費に対する国庫負担金等の算定において、地方単独事業（福祉医療施策）に伴う減額措置の廃止を要望します。**

## 第 6 号 議 案

子どもに係る国民健康保険料（税）均等割の軽減制度の  
拡充について

西尾張ブロック 提出

国民健康保険の被保険者に賦課されている保険料（税）の均等割額については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和 4 年度に未就学児まで 5 割軽減する制度が創設されました。

一方で、市町村が独自に行う医療費助成（こども医療費助成等）により患者の自己負担が減額される場合、国保財政に与える影響や限られた財源の公平な配分等の観点から、平成 30 年度以降、未就学児を除き、国民健康保険国庫負担金等の減額措置が行われてきましたが、令和 6 年度からは市町村の助成内容を問わず 18 歳未満までの子ども医療費助成に係る減額措置が廃止されました。

国民健康保険国庫負担金等の 18 歳未満までの子ども医療費助成に係る減額措置が廃止されたことから、子育て世帯への経済的負担についても、さらなる軽減を図るべきと考えます。

よって、国におかれては、**被保険者に課税されている国民健康保険料（税）の均等割額について、軽減対象年齢を 18 歳未満までの子どもとし、軽減措置を 10 割軽減に拡充するとともに、その財源について全額国庫負担金で対応されるよう要望します。**

## 第 7 号議案

子が 2 歳になるまでは希望に応じて育児休業の取得・育児休業給付の受給を可能とするための制度改正について

西三河ブロック 提出

現在の育児・介護休業法は、子が 1 歳に達するまでの間育児休業が取得でき、その時点で保育所等に入れられない場合等の例外的な措置として、1 歳 6 か月まで（再延長で 2 歳まで）延長することができます。

しかしながら、現場で感じる昨今の状況は、育児休業制度は「最長 2 歳まで」希望すれば取れるものと認識されている状況です。そのため、入所意思がない者からの保育所等の入所申込みやその者の入所選考等の事務負担が増加しています。

国では、市町村の事務負担軽減や育児休業給付金の不正利用に対応するため、受給資格確認手続きの見直しが提案され、新たな制度が 2025 年 4 月から実施される予定となっています。しかしながら、この審査に当たりハローワークから市町村に対して事実確認の照会を行うことから、根本的な事務負担の軽減には繋がらないと考えます。

公務職場においては、仕事と育児を両立させながら、継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進する目的で、満 3 歳までの育児休業が認められていることから、民間企業においても、多くの親が認識している現状に合わせていく必要があると考えます。

また、子が 2 歳になるまでは希望に応じて育児休業の取得・育児休業給付の受給を可能とすることについては、民間事業者の負担が増えることが想定されるため、国の施策として民間事業者の負担増とならない財政措置を講じる必要があります。

よって、国におかれては、**子が 2 歳に達するまでは希望に応じて育児休業の取得と育児休業給付の受給を可能にするとともに、それにより民間事業者の負担が増えることが想定されることから、民間事業者への財政支援を講じることを要望します。**

## 第 8 号 議 案

### 定期予防接種に関する財源措置について

西三河ブロック 提出

予防接種法第一条では、「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため」に予防接種を行うことが明記されており、本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。

定期予防接種の対象疾患は、過去 10 年間で A 類疾病では、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス、B 類疾病では、高齢者の肺炎球菌感染症、令和 6 年度からは新型コロナウイルス感染症が追加されており、今後も対象疾患の拡充が検討されているなど、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

予防接種法に基づく定期予防接種には、主に集団予防に重点を置き、こどもを対象に接種する A 類疾病と、主に個人予防に重点を置く B 類疾病があり、それに要する費用は市町村が支弁とするとされており、支弁した費用に対し、A 類疾病では 9 割程度、B 類疾病では 3 割程度が普通交付税の基準財政需要額に算入されています。しかしながら、近年の定期予防接種の対象疾患の拡充により市町村の財政負担が重くなっており、特に不交付団体には極めて過大な負担が生じています。

よって、国におかれては、**定期予防接種に係る経費について、地方交付税措置ではなく国庫補助金等により、全額国庫負担で財政措置するよう要望します。**

## 第 9 号議案

### 新型コロナワクチン接種への助成について

東三河ブロック 提出

新型コロナワクチン接種は、高齢者の肺炎球菌感染症やインフルエンザと同じ B 類疾病の定期接種に位置付けられており、個人の発病又は重症化を防止し、併せてまん延の予防に資することから、継続した事業の実施が必要であると考えています。

国は、令和 6 年度のワクチン接種において、ワクチン単価が高額となる見込みであることから、市町村へ助成金を交付し、接種者の負担軽減を図ることとしていますが、令和 7 年度以降の財政支援は未定となっております。

ワクチン接種費用が、他の B 類疾病に係るワクチン接種費用と比べて高額であることから、国の助成金がなくなると、ワクチン接種費用の多寡により、ワクチン接種を受ける、受けないの主要因子となることが懸念されます。

よって、国におかれては、**新型コロナワクチン接種費用について、令和 7 年度以降も継続して助成するよう要望します。**

## 第 10 号議案

### 介護報酬の地域区分の設定方法について

東尾張ブロック 提出

介護報酬は、事業所が所在する地域等を考慮し、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされているため、地域ごとにサービスの単価が設定されています。

また、令和 6 年度から 8 年度の介護報酬の地域区分の特例では、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体においては自治体の意向を踏まえて地域区分が設定されますが、地域手当の級地設定がある場合には、意向を表明する機会すら与えられないなど、特例の条件設定が十分とはいえない状況にあります。

地域区分は、事業者の経営に大きく影響することから、隣接地域と差があると、事業所の都市部への集中が進み、サービス提供の地域バランスや公平性が損なわれる恐れがあります。

よって、国におかれては、**介護報酬の地域区分の設定に関する意向確認について、地域手当の級地設定がある地方自治体に対しても行うことを要望します。**

## 第 1 1 号議案

広域型高齢者施設等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について

東三河ブロック 提出

設置から年数を経た広域型高齢者施設等において、老朽化が進行しており、激甚化する自然災害への備えとしても早急な改修を必要とする施設が見られます。

小規模（地域密着型）の特別養護老人ホーム等では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に大規模改修に対する補助メニューがあり、また令和 5 年度には、社会福祉連携推進法人による広域型高齢者施設等の防災改修工事に対する補助メニューが新設されました。

一方、地域医療介護総合確保基金を活用した愛知県介護施設等整備事業費補助金においても、新規に施設整備を行うことを条件に補助対象とされる広域型高齢者施設等の大規模修繕や、災害レッドゾーンまたはイエローゾーンに所在する広域型高齢者施設等の改築等を支援するメニューがありますが、諸条件の伴わない広域型高齢者施設等の老朽化対策については補助がありません。

昨年の梅雨前線豪雨や今年の台風 10 号等にみられるように、自然災害が激甚化、頻発化しており、老朽化の進む広域型高齢者施設等におきましても入居者・利用者の安全確保のため、老朽化対策は喫緊の課題となっています。

よって、国におかれては、**築年数を重ね老朽化が進む広域型高齢者施設等の老朽化対策等施設整備についても財政支援の対象とするよう要望します。**

## 第 1 2 号議案

生活保護世帯の命を守る熱中症対策の強化について

東尾張ブロック 提出

世界的な地球温暖化が進む中、夏の暑さは冷房器具の使用なしでは過ごせないものとなっています。冷房器具の使用が熱中症の予防策であると分かっているにもかかわらず、生活保護世帯にとっては電気代が大きな負担となり、使用したくても我慢せざるを得ないのが実状です。

また、冷房器具が設置されていても耐用年数を超え、故障して動かないなど、買い替えが必要な世帯もあります。

しかしながら、近年の生活保護基準の引き下げや記録的な物価高により、生活保護世帯が冷房器具の購入費用を貯蓄することは極めて困難になっています。

よって、国におかれては、**保護開始時等の時期の要件にかかわらず、現に冷房器具を必要とする事情が認められる場合には、冷房器具の「購入費用」及び冷房器具が故障した際などに必要な「修繕費用」を支給できるよう要件の緩和を要望します。**

また、急速な物価高や光熱費の上昇に対応するため、生活扶助の基準改定の検討を併せて要望します。



## 第 13 号議案

三河港の機能強化に向けた港湾施設等の整備促進について

東三河ブロック 提出

貿易額（輸出入額）において全国 8 位（空港を除く。）の三河港は、地域の産業を支える物流拠点としての役割を担っており、完成自動車の輸入は、金額・台数共に 31 年連続日本一の自動車港湾であります。

しかしながら、完成自動車の保管用地不足や、三河港背後道路の渋滞など非効率な物流を強いられており、事業者の負担となっています。

また、近年では船舶の大型化やクルーズ船の寄港など新たな需要への対応や、激甚化する自然災害への対応、老朽化が進む港湾施設への早期の対策が必要になっています。

よって、国におかれては、**三河港の物流機能を強化するため、三河港周辺道路（臨港道路東三河臨海線並びに名豊道路の全線開通及び 4 車線化など）や「第 6 次三河港港湾計画」に基づく公共岸壁等の港湾施設の早期整備を要望します。**

## 第 1 4 号議案

防災・安全交付金事業（水道事業）の財政支援の拡充及び交付要件の緩和等について

西尾張ブロック 提出

一宮市の水道管路は、基幹管路耐震適合率において、愛知県平均（令和 4 年度）よりも低い水準となっており、管路更新率も減少傾向にあるため、法定耐用年数 40 年を超過した管路延長は年々増加している状況です。

こうした状況の中、防災・安全交付金事業（水道事業）を財源に、基幹管路や災害時重要給水施設への配水管ルートの耐震化のほか、A I を活用した劣化診断結果を考慮し優先順位を決めて、配水管の更新を進めておりますが、老朽管更新事業は交付金の交付要件を満たさないため、自己資金と起債で実施せざるを得ない状況で、耐震化が進まないのが実情です。

さらに、交付金を活用した基幹管路の耐震化事業のうち水道管路緊急改善事業では、交付要件で料金回収率 100% 以上となっておりますが、一宮市では令和 4 年度と 5 年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、料金回収率は 100% 未満となる見込みであるため、令和 7 年度以降、財源である交付金収入を失うこととなります。令和 6 年度実施事業においては、料金回収率の要件の緩和を講じていただいておりますが、当面はこの方針を継続していただきたいと考えております。

また、予防保全対策として、令和 5 年 3 月の省令改正により「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」が改訂され、水管橋の点検が強化されました。水管橋の劣化等により落橋や崩壊した場合は、道路や河川の機能に大きな影響を与えると同時に、復旧工事に時間を要するため、給水へ与える影響が長期化する可能性があります。

よって、国におかれては、**水道管路の耐震化、老朽化対策を図るための防災・安全交付金事業（水道事業）の交付率の引上げ、交付要件の緩和等柔軟な対応を要望します。**

また、予防保全対策を図るための水管橋の点検に対する財政支援制度の新設を要望します。

## 第 15 号議案

防災・安全交付金事業の基幹事業である「緊急時給水拠点確保等事業」への財政支援の拡充について

知多ブロック 提出

令和 6 年 1 月 1 日に発生した「令和 6 年能登半島地震」により、珠洲市、輪島市、能登町、七尾市においては、長期に及ぶ大規模断水が生じました。発災当初では石川県に約 100 台もの給水車が集結し、長期間にわたって応急給水活動が実施され、半年が経過してもなお給水車による応急給水が行われている地区もあり、多くの住民が不便を強いられています。

令和 6 年能登半島地震以降にも、3 月には福島県沖（震度 5 弱）、茨城県南部（震度 5 弱）、4 月に岩手県沿岸北部（震度 5 弱）、大隅半島東方沖（震度 5 弱）、豊後水道（震度 6 弱）と各地で大きな地震が発生しており、被害が重なった場合には、給水車を確保することが困難となる可能性が十分想定されます。

そのため避難所や病院等の重要給水拠点には、給水車を使用しなくても給水可能な耐震管路を整備し、緊急時においても給水を確保することが地震災害への対策として急務であります。

よって、国におかれては、**水道事業における社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金事業の基幹事業である「緊急時給水拠点確保等事業」において、交付率を引き上げるとともに、交付要件の緩和を要望します。**

## 第 16 号議案

消防署用地の買収に係る譲渡所得を特別控除の対象とすることについて

東尾張ブロック 提出

公共用地取得において租税特別措置法で指定されている事業については、所有者の譲渡所得が 5,000 万円控除される制度がありますが、国が消防署は消防法によって設置する消防の用に供する施設ではないとしているため、消防署や消防団の詰所等の用地取得は指定事業として明記されていません。

従って、控除を受けるには、土地収用に関する事業認定を受けるか、国や県から該当性の意見書を受けなければなりません。

事業認定は本来、強制収用をするための手続きであるため、要件を満たすための手続きや資料作成に多大な手間と時間がかかります。また、国や県の意見書については、明確な規定はなく、その時々解釈により該当性の判断が変わることもあります。

税控除が確実に受けられないことは、用地交渉での支障となり、計画の大幅な遅延原因となり得ます。

警察署や学校、福祉施設などは、条件なしで 5,000 万円の税控除が受けられるにも関わらず、住民の生命、財産を守るための消防署が指定事業として明記されていないことは著しくバランスを欠いていると考えます。

よって、国におかれては、**租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 3 号イ中「第三十一号(国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための施設並びに運転免許センターに係る部分に限る。)**」に「地方公共団体が設置する消防署若しくは消防団に係る施設」を加えるよう要望します。

## 第 17 号議案

商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援  
について

名古屋ブロック 提出

多くの商店街は、市民が日常的に利用するアーケードや街路灯等の共同施設の整備を行うことで、安心・安全で快適なまちづくりに貢献してきました。

しかしながら、商店街共同施設の中には整備後相当な期間が経過し老朽化が顕著なものや、近年の猛烈な台風や大規模地震等が多発する状況の中で整備や補修を実施しなければ非常に危険な箇所も見受けられるようになってきており、本年には、現に能登半島地震や強風の影響による街路灯の倒壊が発生しています。一方で、多くの商店街で組合員の高齢化や担い手の減少等の課題を抱えており、商店街共同施設の適切な維持管理への対応が深刻な問題となってきました。

また、商店街は、市民にとって身近な買い物の場であるだけでなく、地域のお祭りやイベントの開催を通じて地域の魅力向上に寄与するとともに、地域交流拠点の整備や防犯カメラの設置など地域に密着した各種の活動を展開しており、今後も地域コミュニティの核として、役割を果たしていくことが重要です。

よって、国におかれては、**アーケードや街路灯等の商店街共同施設の整備・補修等を対象とする補助制度を創設し、商店街による適切な維持管理に必要な財政措置を講ずることを要望**します。

## 第 18 号議案

### 亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック 提出

東尾張ブロック 提出

戦前から戦後にかけて、貴重な燃料として大規模に採掘されていた亜炭鉱は、石油等の輸入増大により、昭和40年代にその全てが閉鎖されました。

それ以降、採掘跡(亜炭鉱廃坑)に起因する陥没被害が度々発生しており、その都度復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があつてからの対応では手遅れであり、陥没があつた地域やその周辺地域の住民が安心して暮らすことができません。

巨大地震への対策等、安全なまちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑跡の調査やそれに伴う充填工事を迅速に行うことが必要です。

また、土地区画整理事業の施行区域内に亜炭鉱廃坑が存在する地区においては、土地区画整理組合が厳しい経営状況にもかかわらず、亜炭鉱廃坑への対策費用の負担を強いられ、事業に支障をきたすといった状況も発生しております。

よって、国におかれては、**民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の早期創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画を併せて要望します。

## 第 19 号議案

### 社会教育主事の必置条件の緩和について

知多ブロック 提出

社会教育法第9条の2に基づき、市町村の教育委員会事務局には「社会教育主事」の必置が求められていますが、社会教育主事は、その職務の性質や採用に際しての財政支援措置がないことから、教育委員会事務局に配属となった職員にその資格取得のための研修を受講させ、当該職員を社会教育主事として位置付けることが多い状況です。

こうした背景から、当該職員が在籍する部署では資格取得に要する期間（40日程度）は、人員不足により本来業務に支障をきたしています。併せて半田市では、社会教育主事の有資格者が少なく、有資格者の市長部局への異動や退職のタイミングによっては教育委員会事務局における配置が困難となることもあり、柔軟な人事異動・人員配置にも支障をきたしています。

また、実際の配置に際しても、地方自治体の現場では、有用性を感じられず、職務の専門性は弱いと考えています。

なお、令和3年度に実施された社会教育調査の結果では、813ある市（区）教育委員会数に対し、派遣社会教育主事を含む社会教育主事を設置している教育委員会は345市（区）にとどまっており、法が求める必置条件の実態ともかけ離れたものになっています。

よって、国におかれては、**地方自治体の実情を鑑み、教育委員会事務局への社会教育主事の必置条件を緩和することを要望します。**

## 第 20 号議案

学校施設における屋内運動場及び武道場の空調設備の設置に対する財政支援の拡充について

東尾張ブロック 提出  
西三河ブロック 提出

近年、夏の気温は上昇を続けており、今後もこの異常気象が続く可能性が高いと予想されています。この厳しい環境下では、夏場の屋内運動場及び武道場は特に高温となり、児童・生徒が授業や部活動、行事などで利用する際には熱中症の危険性が高まるばかりでなく、災害発生時には地域の避難所にもなるため、避難者の健康への影響も懸念されます。そのため、屋内運動場及び武道場への空調設備の設置は急務となっています。

現在、屋内運動場への空調設備の新設については、断熱性の確保を前提に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間である令和7年度までの間、学校施設環境改善交付金の国庫補助率が1/3から1/2に引き上げられています。

しかしながら、空調設備の設置費用に合わせて、交付金の要件である建物の断熱性の確保においても費用を要し、かつ昨今の人件費や資材費の高騰も加わり、自治体の財政的な負担は大きく膨らむ一方で、計画的に整備するには、交付金は必要不可欠なものとなっています。

よって、国におかれては、**学校施設環境改善交付金の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業について、令和7年度までとなっている国庫補助率の引き上げ期間を延長するとともに、実情に即した基準単価及び交付金の算定範囲における上限額の引き上げ、並びに十分な財源の確保を要望します。**



## 第 2 1 号議案

### 水泳授業の環境整備に係る施策の充実について

西三河ブロック 提出

学校プール施設は、維持管理及び老朽化対策の費用負担や、熱中症への懸念などから屋外プールでの授業の計画的な実施が困難になるなどの課題があり、水泳授業を実施する環境の維持や、今後の在り方への検討が迫られています。

スポーツ庁「我が国の体育・スポーツ施設 体育・スポーツ施設現況調査報告」（2023年5月発表）によると、平成30年度と令和3年度の全国の小中学校の屋外プール設置率は、小学校94%から87%へ、中学校73%から65%へと、3年間で急減し、各地域では民間プールや公共プール、学校プールの共同利用など様々な手法で水泳の授業を行っています。

民間プールを活用して水泳授業を実施する場合においても、事業者がプールを廃止するリスクがあり、自治体で民間事業者の誘致を図るなど、安定的な授業機会の確保対策が必要です。また、校外プールで授業を実施する際の移動時間を考慮すると、市内全校で民間プールへ移行することは困難であり、全天候型の公共プールを整備して集約を図るなどの取組についても検討が必要です。さらに、校外へのバス移動の費用負担や、運転手の確保なども課題になっています。

よって、国におかれては、**水泳授業の環境によって教育の機会に地域格差が生じないように、民間施設の活用を水泳授業のあり方のひとつとして位置づけ、その活用を推進するとともに、活用に必要な費用について財源措置を講じることを要望します。**

また、校外プールを利用して水泳授業を行う場合のバス移動等に対する財源措置を講じることを要望します。

さらに、屋内プール施設の広域的な利用を推進するなど、効率的な施設利用の優良事例の横展開を促進するよう要望します。

## 第 2 2 号議案

G I G A スクール構想における児童生徒 1 人 1 台端末の整備・更新について

西三河ブロック 提出

国が推進する G I G A スクール構想に基づき、児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末整備を行って以来 5 年が経過し、更新の時期を迎えています。

タブレット端末の通信方法は、固定回線（W i - F i）と L T E 回線がありますが、その中でも L T E 回線は、安定した通信環境が確保されることにより、子どもたちの授業等への集中力が保たれること、家庭や校外での利用の他、長期間にわたる学校校舎の改修工事に伴い、仮校舎で授業を行う場合でも通信手段が確保されること等の利点があります。

国は通信手段として固定回線（W i - F i）と L T E 回線の選択肢を示している一方で、固定回線（W i - F i）選択時の環境整備費に対しての財政支援は行われていますが、L T E 回線選択時の通信費に対しての財政支援は行われていません。

よって、国におかれては、**G I G A スクール構想における児童生徒 1 人 1 台端末の整備・更新については、義務教育における学習環境に格差・不平等が生じないように主導し、一括して整備を進めるよう要望します。**

また、**L T E モデルタブレット端末の運用経費等への財政支援を講じるとともに、通信事業者に対し、端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけるよう要望します。**

## 第 2 3 号議案

### 補欠の教育長の任期について

西尾張ブロック 提出

知多ブロック 提出

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項では、「教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。」と規定されています。

一宮市では平成 31 年 3 月末に、大府市では令和 6 年 3 月末に教育長が任期途中で退任したため、議会の承認を経て、4 月 1 日に新しい教育長が就任しました。前教育長の任期が一宮市では平成 31 年 9 月末、大府市では令和 7 年 9 月末であったことから、前教育長の任期終了時期に合わせて再度市議会定例会に人事案件を上程する必要が生じました。

例えば、人事委員会や公平委員会の委員においては、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする旨の規定はありませんが、これらは委員の任期が同じである合議制の機関であり、任期の統一を図ることには、一定の合理性があると思います。

一方、平成 27 年 4 月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割を担うこととなり、計画性をもって職務を全うするためにも、3 年間の任期が確保されている必要があります。また、新制度においては、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、4 年任期である他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなりました。

身分保障のある教育長の選任に当たっては、その時期にかかわらず、一度の議会の同意で 3 年間の任期を保証するべきであると考えます。

よって、国におかれては、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項但し書に定める補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定を削除していただくよう要望します。**

## 第 2 4 号議案

### 外国人材の受入れ拡大に向けた支援について

名古屋ブロック 提出

愛知県における外国人労働者数は過去最高を更新しており、特定技能制度をはじめとする在留資格に関する制度改正に伴い、今後も増加することが見込まれています。

一方、外国人材の採用・職場定着に関しては、国において、ハローワークによる雇用管理支援や就労環境整備に係る助成等が実施されていますが、事業者の自主的な取組に任されている部分が多く、課題を抱える事業者が多いため、地方自治体が事業者に対し、採用や定着に関する個別支援を実施している状況となっています。

また、労働者に帯同する家族などは、生活に必要な日本語能力を持たない人が多く、こういった人に対し、円滑なコミュニケーションと社会参加ができるよう、日本語教育等の取組に、より注力していくとともに、在留外国人に必要な生活支援が届くよう、一元的相談窓口の運営等の事業を展開していく必要があります。

加えて、学校教育においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が年々増加しており、現在の義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による教員の配置では十分に対応できていません。そのため、地方自治体では、日本語指導に関する非常勤講師や母語が分かる相談員・支援員等の人的配置を行うとともに、日本語指導や就学相談等を行う相談窓口を設置しています。

よって、国におかれては、**外国人材の就労・職場定着に対する責任を持った取組、事業者が実施する外国人材の採用・職場定着に向けた取組への支援強化及び地方自治体が発行する取組への財政措置を要望します。**

さらには、外国人材の家族を含めた在留外国人への日本語教育や、安心して働き、暮らしていくための様々な支援など、多文化共生社会の実現に向け、責任を持って取り組むよう要望します。

## 協 議 事 項

(1) 東海市長会通常総会提出議案について

(2) 令和5年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

第182回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来 賓

愛 知 県

知 事 大 村 秀 章

副 知 事 牧 野 利 香

総 務 局 長 瀬 瀬 知 行

市 町 村 課 長 向 井 直 樹

愛 西 市

愛西市議会議長 近 藤 武

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	浅井由崇	新城市	市長	下江洋行
岡崎市	市長	中根康浩	東海市	市長	花田勝重
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	川本雅之	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	久世孝宏	知立市	市長	林郁夫
春日井市	市長	石黒直樹	尾張旭市	市長	柴田浩
豊川市	市長	竹本幸夫	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧南市	市長	小池友妃子	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	稲垣武	日進市	市長	近藤裕貴
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	三星元人	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	中村健	清須市	市長	永田純夫
蒲郡市	市長	鈴木寿明	北名古屋市	市長	太田考則
犬山市	市長	原欣伸	弥富市	市長	安藤正明
常滑市	市長	伊藤辰矢	みよし市	市長	小山祐
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	佐藤有美

開催市（愛西市）

愛知県市長会事務局

副市長

事務局長

清水栄利子

中川喜仁

## 愛知県市長会議開催一覧表

(平成21年春以降)

回数	開催年月日	開催市	会場
151	平成21年4月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
152	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
153	平成22年4月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
154	平成22年10月5日	一宮市	アイプラザ一宮
155	平成23年5月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
156	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
157	平成24年4月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
158	平成24年10月3日	豊川市	豊川市市民プラザ
159	平成25年4月25日	津島市	津島市生涯学習センター
160	平成25年10月3日	碧南市	衣浦グランドホテル
161	平成26年4月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
162	平成26年10月2日	豊田市	名鉄トヨタホテル
163	平成27年5月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
164	平成27年10月1日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
165	平成28年4月21日	蒲郡市	ホテル竹島
166	平成28年10月5日	犬山市	名鉄犬山ホテル
167	平成29年4月21日	常滑市	第2セントレアビル
168	平成29年10月3日	江南市	すいとぴあ江南
169	平成30年4月27日	小牧市	小牧コミュニティホール
170	平成30年10月3日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
171	令和元年5月8日	新城市	新城文化会館
172	令和元年10月3日	東海市	東海市芸術劇場
173	令和2年4月15日	(大府市)	※中止(書面表決)
174	令和2年10月2日	知多市	知多市勤労文化会館
175	令和3年4月12日	知立市	ホテルクラウンパレス知立
176	令和3年10月1日	(尾張旭市)	※中止(書面表決)
177	令和4年4月19日	(高浜市)	※中止(書面表決)
178	令和4年10月4日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
179	令和5年5月10日	豊明市	藤田医科大学
180	令和5年10月6日	日進市	名古屋商科大学
181	令和6年4月26日	田原市	伊良湖リゾート&コンベンションホテル

(注) 第150回以前については省略。



## 愛知県市長会会則

(名 称)

第1条 この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。

(組 織)

第2条 市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。

(目 的)

第3条 市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 行政全般の調査研究
- (2) 行政全般に関する統計
- (3) 市長会が主催する各種会議の運営
- (4) その他市長会の目的を達成するため必要な事項

(事 務 所)

第5条 市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目3番2号愛知県自治センター内に置く。

(役 員)

第6条 市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会 長 1名
- (3) 副 会 長 2名
- (4) 理 事 (名誉会長、会長及び副会長を含む。) 9名
- (5) 監 事 2名

(役員選出及び任期)

第6条の2 前条の役員は、総会において選出し、その任期は1年とする。

2 監事を除く役員ブロック別選出基準は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(理 事)

第8条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(監 事)

第9条 監事は、毎会計年度少なくとも1回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

(顧問)

第10条 市長会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会において推せんするものとする。

3 顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。

(参与)

第11条 市長会に参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。

(常任幹事及び幹事)

第12条 市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は1年とする。

2 幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。

3 常任幹事は、幹事の互選による。

4 常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。

(総会)

第13条 通常総会は、年2回開催する。

2 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

3 総会には、市長が出席するものとする。

4 総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。

(1) 会則の変更に関すること。

(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。

(3) その他市長会の重要な事項に関すること。

(理事会)

第13条の2 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事務局)

第14条 市長会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1名及び書記若干名を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。

4 書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。

5 事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会議の招集)

第15条 会議は、必要のつど会長が招集する。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会 計)

第16条 市長会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。

(委 任)

第17条 この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この会則は、昭和36年8月1日から施行する。

2 削 除

3 市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

(昭和38年1月1日から平成7年5月2日までの附則 略)

附 則

この会則は、平成10年4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年10月4日から施行する。

ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年1月4日から施行する。

別 表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数 (監事を除く)	構成市数	構 成 市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・ 岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・ 豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・ 長久手市
知 多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・ 西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	38	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

- 5 市 まで 1
- 6 市から 10 市まで 2